

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-9
提出年月日	令和5年3月2日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト
 技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	全般	主に以下の記載表現の適正化を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全角・半角記載適正化 ・ 「,」「。」記載適正化 ・ 「バッテリー」⇒「バッテリ」 ・ 「更に」⇒「さらに」 ・ 「万が一」⇒「万一」 ・ 「または」⇒「又は」 ・ 「毎に」⇒「ごとに」 ・ 「切替え」⇒「切り替え」(動詞) ・ 「遮へい」⇒「遮蔽」(設備名称除く) ・ 「全て」⇒「すべて」 	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	全般	携帯電話に関する記載を削除	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	全般	緊急時対策所の記載について適正化(図表含む)	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	全般	「原子炉格納容器」⇒「原子炉格納施設」	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	とりまとめた資料-5	設備又は設計方針の相違②の追加	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-2	誤記修正 誤 c. 緊急時対策所用発電機の切替及び燃料補給手順 正 c. 緊急時対策所用発電機の切替手順	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-3	追而削除	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-4 1.18-30 1.18-31 1.18-32 とりまとめた資料-4	以下の記載適正化を実施（下線部参照） (旧) 1号炉_(2号炉)_常用母線 1号炉_(2号炉)_常用母線又は3号炉非常用母線 1号炉(2号炉)常用母線若しくは3号炉非常用母線 (新) 1号炉又は2号炉常用母線 1号炉若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-6	記載適正化：相違理由の変更のため追記 【女川】 ・設計の相違（相違理由⑫）	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-8	記載適正化：相違理由の変更のため以下の通り記載修正 【女川】 ・設計の相違（相違理由⑫, ⑬） 【女川・大飯】・設計の相違（相違理由⑧）	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-9	以下の誤記を修正（下線部参照） (誤) 機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、緊急時対策所用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、<略>・ <u>緊急時対策所用発電機</u> ・・・ (新) 機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、緊急時対策所用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、<略>・ <u>(削除)</u> ・・・	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-10	記載の適正化を実施（下線部参照） (旧) チェンジングエリア用資機材及び飲料水、食料等 (新) チェンジングエリア用資機材、 <u>飲料水</u> 、食料等	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-15	誤記修正（下線部参照） (誤) ② 事務局員は、酸素濃度・ <u>酸化炭素濃度計</u> にて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。 (正) ② 事務局員は、酸素濃度・ <u>二酸化炭素濃度計</u> にて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-17 1.18-添付資料12 1.18-添付資料34 1.18-添付資料40	以下の記載適正化を実施（下線部参照） (旧) 1、2号炉運転員 (新) 1号及び2号炉運転員	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-24	記載適正化：下線部の記載を削除。 「発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備や、インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）等の緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所間の通信連絡設備の使用方法等」	設計の相違により下線部を記載していたが、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所間の通信連絡設備であるインターフォン、テレビ会議システムは「発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備」に包含されることから記載を削除
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-27	相違理由の記載充実 相違理由欄の最下段に「（女川実績の反映）」を追記。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-28	相違理由欄の誤記を修正（下線部参照） (誤) 【女川】 ・(1)c.(a)～(c)は、同じ仮設の設備を設置している大飯と比較する。 (正) 【女川】 ・(1)c.(a)～(c)は、同じ可搬型設備を設置している大飯と比較する。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-31	記載表現の適正化を実施（下線部参照） (旧) ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所電力供給作業開始を指示する。…<略>…緊急時対策所発電機からの給電を要しない。 (新) ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所電力供給作業開始を指示する。…<略>…緊急時対策所発電機による給電を要しない。	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-32	以下の記載を追加 ⑤緊急時対策所指揮所の事務局員は、通信連絡設備及びデータ表示端末を緊急時対策所用発電機からの給電とする場合は、接続元を切替える操作を実施する。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-37	誤記修正 (誤) b. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順 c. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順 (正) d. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順 e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-図表9	誤記修正 (誤) 第1.18.5図 可搬型可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン (正) 第1.18.5図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-図表18	図適正化：第1.18.18図	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料10 1.18-添付資料11	以下の図面適正化を実施 第1.18.22図 緊急時対策所 換気設備 操作概要図 第1.18.22図 緊急時対策所 換気設備 操作概要図 (不要な凡例の削除)	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料12	誤記訂正 (誤) 緊急時対策建屋 (正) 緊急時対策所	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料15	誤記訂正：末尾の句点を削除。 Q1=4.75×60=285[m ³ /h]以上 _。 Q3´=89[m ³ /h]以上 _。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料19	誤記訂正： (誤) ≙ (正) =	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料19	相違理由の記載充実 【女川】設計の相違 女川は緊急時対策所が屋内設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧を正圧維持の基準としている。 一方、泊・大飯は緊急時対策所が屋外設置であるため、隣接区画との温度差に起因する差圧よりも、風の動圧に起因する差圧の方が大きいため、風の動圧に起因する差圧を正圧維持の基準としている。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料28	添付3-2 原子力災害対策活動で使用する資料 記載適正化を実施 (誤) 12. <u>原子炉施設保安規定</u> 13. <u>原子力事業者防災業務計画</u> 14. <u>運転要領緊急処置編</u> 15. <略> (正) 12. <u>規程類</u> ① <u>原子炉施設保安規定</u> ② <u>原子力事業者防災業務計画</u> 13. <u>運転要領緊急処置編</u> 14. <略>	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料34	表題の修正 (下線部参照) (誤) 第1.18.9表 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員他 (正) 第1.18.9表 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料35	誤記訂正 (下線部参照) (誤) 3号炉運転員6名)が実施する。 (正) 3号炉運転員_(6名)が実施する。	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料41	図表題の適正化のため修正 (下線部参照) (旧) 第1.18.29図 <u>緊急時対策所(休憩エリア)のレイアウトイメージ図</u> (新) 第1.18.29図 <u>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所休憩エリアのレイアウトイメージ図</u>	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料43	表記載適正化	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料47	図適正化：第1.18.31図	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料56	誤記訂正 (誤) 緊急時対策建屋 (正) 緊急時対策所	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料62	表中記載の適正化 (下線部参照) (旧) 保管場所 緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所 考え方 120名×3食×日 (新) 保管場所 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所 考え方 120名 (最大収容人数60名×2建屋) × 3食 × 7日	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料63~68	図適正化：第1.18.37~42図	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料67	誤記訂正 (誤) 1添付5-2. 緊急時対策所用発電機への切替 (正) 添付5-2 1. 緊急時対策所用発電機への切替	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料70	誤記訂正 (誤) 6. 連続運転及び要求される負荷 (正) 添付5-3 連続運転及び要求される負荷	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料70	誤記訂正：第1.18.15表 (誤) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (正) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)	1.18-添付資料70	以下の記載の適正化を実施 (下線部参照) (旧) 緊急時対策所の負荷容量は、最大約167kVA (うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は、約17kVA) であり、3B-ディーゼル発電機 (7,000kVA)、代替非常用発電機 (1,725VA (1台当たり)) 及び緊急時対策所用発電機 (270kVA (1台当たり)) により給電可能な設計としている。 (新) 緊急時対策所の負荷容量は、 <u>緊急時対策所指揮所で最大約97kVA (うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は、約17kVA)</u> 、 <u>緊急時対策所待機所で約70kVA</u> であり、3B-ディーゼル発電機 (7,000kVA)、代替非常用発電機 (1,725VA (1台当たり)) 及び緊急時対策所用発電機 (270kVA (1台当たり)) により給電可能な設計としている。	